

4 - ①飲酒運転

事例

教職員であるA、B、Cと友人Dが、居酒屋で飲酒した後、Aが飲酒していることを認識しながら、Aの運転する車にB、C、Dが同乗し、近くのファミリーレストランの駐車場へ移動した。駐車場でAが駐車しようとした際、後ろに駐車していた乗用車の後部に衝突した。事故後、Aは、駆けつけた警察官に事故の状況を説明するとともに自身が飲酒している事実を話し、呼気検査の結果、基準値を超えるアルコール濃度が検出されたため、警察官に任意同行を求められ、警察署で事情聴取を受けた。B、C、Dはすぐにその場から立ち去り、その後も現場に戻ることはなかった。

翌日、B、C、Dは、警察署に出頭し、Aの酒気帯び運転に同乗したことについて事情聴取を受けた。その後、警察署より、酒気帯び運転及び酒気帯び運転同乗の疑いで、4名ともに検察庁に送致された。

【A、B、Cの考え】

Aは、「近いから大丈夫だろうという気持ちで運転してしまった。今回の事故以前にも複数回飲酒運転を行っており、酒を飲んでいても、ちょっとくらいなら大丈夫だろう、と自分に甘い気持ちが出た。店の人に代行業者を依頼したが、時間がかかると言われたので、雨が降っていて濡れたくなかったので運転してしまった。頭では分かっていたが、罪の意識はそこまで強くはなかった。」と話していた。

B、C、も、Aが飲酒をしていることを認識しながら同乗し、「近いところまでなら、大丈夫だろうという気持ちで制止しなかった。事故後、この先どうなるのだろうと考え、怖くなってその場を離れた。」と話していた。

【考えてみましょう】

○この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

○自家用車で飲食の場に参加した教職員に対して、管理職をはじめ、周りの教職員はどのような対応をすればよいと思いますか。

○飲酒運転を防止するために、あなたはどのようなことに気をつけますか。また、自校の教職員が飲酒運転をしないようにするためにどのような取組をしますか。

【飲酒運転防止に向けたチェックシート】

飲酒量の多少にかかわらず、アルコールを飲んだら絶対に運転しないという強い決意を持っているか。	
アルコールは、体質や飲酒量により、熟睡した翌朝も抜けきらない場合があることを知っているか。	
アルコールが抜けていないのに「自分はもう酔っていない、大丈夫。」という根拠のない判断が、飲酒運転につながることを認識しているか。	
自動車を運転する者に酒を勧めること、飲酒運転と知って同乗することも、飲酒運転を行うことと同様に許されないことを認識しているか。	
やむを得ず代行車を依頼したときは、自宅の車庫に車を駐車するまで運転を依頼しなければならないことを認識しているか。	
飲酒運転による人身事故は、他の事故と異なり、危険運転致死傷罪が適用される場合があることや、免職等の重い処分になることを理解しているか。	
飲酒運転で命を奪われた被害遺族の悲しみ、苦しみを考えたことはあるか。	

【その他の事例】

職員Eは、忘年会の会場へ運転して向かい、代行で帰る予定で飲酒した。二次会にも参加し、終了間近の午後11時頃、運転代行業者へ連絡したが、2時間待ちと言われ、自家用車内で待機していた。その後、運転代行業者から、到着までさらに1時間かかると連絡があり、ある程度酔いがさめたと思ったこともあって、運転して帰宅しようとした。

ところが、信号停車中の乗用車に追突する事故を起こし、警察官による呼気検査でアルコールが検出され、道路交通法違反で現行犯逮捕された。

F教諭は、午後7時頃から11時頃にかけて、自宅でビールや日本酒、焼酎を飲んだ。翌日、午前5時30分頃起床し、午前6時15分頃に部活動の大会引率のため自家用車で学校に向かった。

学校に向かう途中、検問で警察官から呼気検査を受けた際、アルコールが検出され、酒気帯び運転で検挙された。

G教諭は、週末、大学の同窓会に参加した。終電を逃して困っていたところに、友人から「今日は、俺、車で来ちゃってさ。でも、最初の1杯しか飲んでいないから車で帰ろうと思うんだ。よかったら家まで送るよ。」と誘われ、1杯だけなら大丈夫だろうと思い、送ってもらうことにした。

ところが、自宅に送ってもらう途中、検問で警察官から友人が呼気検査を受け、アルコールが検出され、酒気帯び運転及び酒気帯び運転同乗により検挙された。

※参考

【栃木県教職員懲戒処分の基準】

5 交通事故・交通法規違反関係

(1) 酒酔い運転

酒酔い運転をした教職員は、**免職**とする。

(2) 酒気帯び運転

ア 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員は、**免職**とする。

イ 酒気帯び運転で人に傷害を負わせた教職員は、**免職**又は**停職**とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員は、**免職**とする。

ウ 酒気帯び運転をした教職員は、**停職**とする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした教職員は、**免職**又は**停職**とする。

(3) 飲酒運転の同乗者等

飲酒運転であることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた教職員は、**停職**、**減給**又は**戒告**とする。

【主な関連法規】

道路交通法

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

4 何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第一百七条の二の二第六号及び第一百七条の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

【罰則】

酒酔い運転・・・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（道交法第117条の2）

酒気帯び運転・・・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（道交法第117条の2の2）

【違反点数】

酒酔い運転（まっすぐ歩けないなど、酔った状態で運転すること）・・・35点（免許取消）

酒気帯び運転・・・25点（免許取消）

（呼気1リットル中のアルコール濃度0.25ミリグラム以上）

酒気帯び運転・・・13点（免許停止90日）

（呼気1リットル中のアルコール濃度0.15ミリグラム以上）